

丸岡藩誕生400年ロゴマークの使用に関するガイドライン

令和6年3月1日

1 趣旨

このガイドラインは、丸岡藩誕生400年を記念し坂井市が作成した丸岡藩誕生400年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する取扱いについて必要な事項を定める。

2 ロゴマークのデザイン

ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

3 使用の申請

- (1) ロゴマークを使用しようとする者は、丸岡藩誕生400年ロゴマーク使用申請書（様式第1号）により申請するものとする。
- (2) 使用の許可をするに当たって必要な条件を付することができる。

4 ロゴマークを使用できる基準

- (1) ロゴマークを使用できるのは、次の各号のいずれかに該当する事業とする。
 - ① 丸岡藩誕生400年を記念した事業
 - ② 丸岡城に関連する事業
 - ③ その他、市長がロゴマークの使用を認める事業
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。
 - ① 坂井市又は実施する事業の品位や信用を害するおそれがある場合
 - ② 公序良俗に反するもの、又は反するおそれがあるものに使用する場合
 - ③ 公の選挙、宗教の布教又は政治活動に使用する場合
 - ④ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者からの申請があった場合
 - ⑤ その他、市長がロゴマークの使用が適さないと認める場合

5 ロゴマークの使用許可等

ロゴマークの使用を許可したときは、丸岡藩誕生400年ロゴマーク使用許可書（様式第2号）を交付するものとし、ロゴマークの使用を不許可としたときは、丸岡藩誕生400年ロゴマーク使用不許可書（様式第3号）を交付する。

6 利用上の遵守事項等

ロゴマークを使用する者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① ロゴマークのデザインを使用する対象物（以下「使用対象物」という。）の完成見本を速やかに提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真又は使用内容の確認ができる資料を提出すること
- ② 使用するデザインは、坂井市が定めたデザインとすること
- ③ 許可された用途にのみ利用し、承認条件に従うこと
- ④ 許可を受けた権利を譲渡、転貸又は継承しないこと
- ⑤ 使用対象物について、商標及び意匠登録の出願をしないこと
- ⑥ 使用対象物について、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこととし、事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに報告すること

7 使用の中止及び使用許可の取消

- (1) ロゴマークの使用者がこのガイドラインの規定又は許可条件により付した条件に違反していると認められるときは、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る使用対象物の回収を命ずることができる。
- (2) 許可を取り消したときは、丸岡藩誕生400年ロゴマーク使用許可取消通知書(様式第4号)により、当該利用者に通知するものとする。
- (3) 許可を取り消された者は、当該許可に係る使用対象物を使用してはならない。
- (4) 当該許可に係る使用対象物の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る使用対象物を回収しなければならない。
- (5) 許可を得ずにロゴマークを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その使用停止及び使用対象物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- (6) 坂井市は、前各項の規定による許可の取り消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わない。

8 ロゴマークの知的財産権の扱い

ロゴマークについての知的財産権は、坂井市に帰属する。

9 使用料

ロゴマークの使用料については、無料とする。

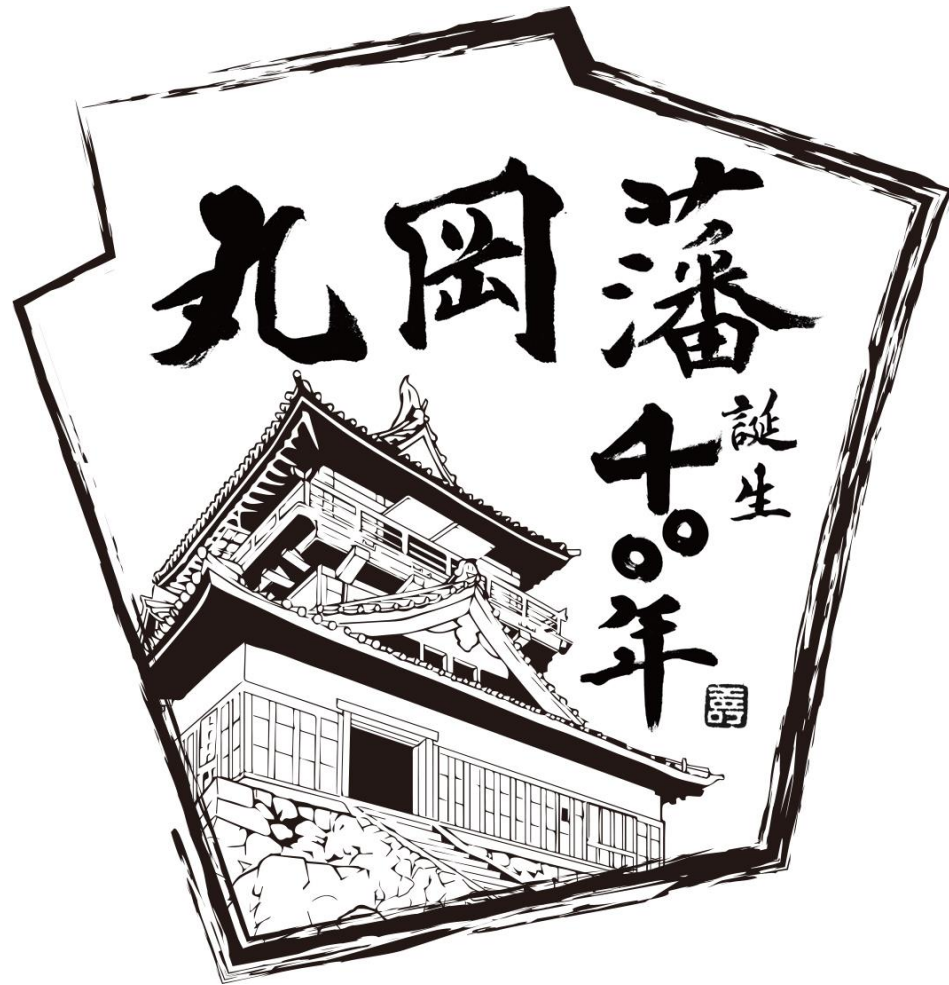
10 責任の制限

ロゴマークの使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償、損失の補償等を求められた場合であっても、坂井市はその責任を一切負わない。

11 その他

このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別紙



【お問い合わせ】

坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室推進室

TEL : 0776-50-3164

Mail : bunka@city.fukui-sakai.lg.jp